

農業農村整備事業調査計画姉帯地区第6号業務委託
応募要領

第1 業務名

農業農村整備事業調査計画姉帯地区第6号業務委託

第2 業務の目的及び概要

1 目的

本業務は、経営体育成基盤整備事業姉帯地区の調査計画を行い、事業計画書を作成するものである。

2 概要

(1) 業務内容

事業計画書作成業務 1式
地区内農地等状況調査 1式

(2) 業務場所

二戸郡一戸町姉帯地内

第3 応募資格

本業務の応募資格は、次の各号の全てに該当する者であること。

- (1) 令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登載されていること。又は、「令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格」（全省統一資格・「役務の提供等」）を有していること。
- (2) 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、第3(6)の技術者が常駐していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日付建振第141号）による指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 過去10年間（平成27年度～令和6年度）において、県内の国・県営にかかる、ほ場整備事業等^{※1}の事業計画書作成業務^{※2}の実績があること。

※1 「ほ場整備事業等」とは、経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業等における区画整理事業及び農用地造成事業など、換地処分を伴う農業農村整備事業である。

※2 「事業計画書作成業務」とは、事業採択前の地区調査の段階において行う、事業計画書作成に係る「費用対効果算定」や「調査計画」などの業務である。また、計画変更において行う、事業計画書作成に係る業務も含む。

- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているものではないこと。
- (7) 応募する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある次のⅠ及びⅡに該当する技術者を有していること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加意思確認書の提出日において

3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

I 次のア～オのいずれかに該当する者

ア 技術士（業務に該当する部門）

イ 畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）

ウ 農業土木技術管理士

エ RCCM（業務に該当する部門）

オ 大学及び高等専門学校卒業後、技術者の経験が20年以上の者、又は高等学校及び専門学校卒業後、技術者の経験が25年以上の者

II 過去10年間（平成28年度～令和7年度）において、県内の国・県営事業における換地業務の実務経験を有する土地改良換地士

第4 応募手続

1 募集期間

令和8年3月23日～令和8年4月3日

2 応募方法等

次に示す資料を第7の「応募・照会等窓口」に持参すること。

(1) 提出資料

別紙様式1「参加意思確認書」 1部

(2) 受付日時等

受付曜日は月曜日～金曜日（祝祭日を除く）、受付時間は午前9時～午後5時とする。

第5 事業実施期間

委託契約締結の日から令和9年3月10日までとする。

第6 応募・照会等窓口

〒028-6103 岩手県二戸市石切所字荷渡6-3

岩手県県北広域振興局農政部二戸農林振興センター農村整備室

TEL 0195-23-9236 FAX 0195-23-1165

担当者 農村計画課 木村、一倉

第7 その他

1 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2 提出された参加意思確認書は、返却しない。

3 提出された参加意思確認書は、本委託業務にかかる事務手続き以外に、提出者に無断で使用しない。

4 募集期間以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

5 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書を無効とする。

6 委託契約締結後、本業務の成果に関する次の各号に掲げる権利等は、

県北振興局長が継承するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)

(別紙様式1)

令和 年 月 日

岩手県県北広域振興局長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

参加意思確認書

次の業務に係る公募について、応募します。
当該業務について、応募資格を満たす者であることを誓約します。

記

- 1 業務名
農業農村整備事業調査計画姉帯地区第6号業務委託

【担当者】